

国保加入・脱退の届出に必要なもの

届出ができる方

届出をすることが出来るのは、世帯主または同一世帯のご家族の方です。
それ以外の方が窓口へいらっしゃる場合には、委任状が必要です。

国保加入の届けに必要なもの

1. 健康保険(共済組合等)資格喪失証明書 ※1
2. 20歳以上60歳未満の方で、年金手帳をお持ちの方は年金手帳
3. 世帯主と加入される方全員の個人番号がわかるもの
4. 届出に来る方の本人確認書類

国保脱退の届けに必要なもの

1. 国保の保険証 ※2
2. 新たに加入した健康保険(共済組合等)の保険証原本 ※3
又は、健康保険(共済組合等)資格取得証明書 ※4
3. 花巻市の国保より次のものを交付されている方は返却して下さい。
高齢受給者証、限度額適用認定証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証
4. 60歳未満の方で、年金手帳をお持ちの方は年金手帳
5. 世帯主と脱退される国保被保険者全員の個人番号がわかるもの
6. 届出に来る方の本人確認書類

その他

本書は、職場の健康保険をやめたとき、職場の健康保険に加入したときの届出について説明しています。これ以外の理由により国保加入・脱退するときは別途お尋ねください。

また、世帯主変更や住所変更等があるときは、国保に加入されているご家族全員分の保険証が必要になります。詳しくは下記へお問い合わせください。

注釈

- ※1 今まで加入していた健康保険(社保、共済、国保組合、健康保険組合等)の資格を失ったことを証明する書類です。退職されたお勤め先へ請求し、証明していただいでください。
今回国保に加入する方全員のお名前と資格喪失日が記載されている必要があります。
- ※2 国保から脱退する方全員の保険証を返却してください。
- ※3 新たに加入した健康保険(社保、共済、国保組合、健康保険組合等)の保険証原本は、国保から脱退する方全員の分をお持ちください。ただし、保険証に扶養認定日の記載がなく資格取得日がわからないときや、事情により保険証原本を窓口へお持ちになれない場合は、お勤め先より資格取得証明書を取り寄せてください。
- ※4 健康保険(社保、共済、国保組合、健康保険組合等)に加入したことを証明する書類です。
国保から脱退する方全員のお名前と資格取得日が記載されている必要があります。

【お問合せ先】花巻市役所 国保医療課 国保係
TEL0198-24-2111 内線 531・532